

報告事項ク

令和2年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

令和2年度特別支援教育体制整備状況調査結果について、別紙のとおり報告します。

令和3年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

令和2年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

特別支援教育課

1 調査の目的

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校の特別支援教育の状況等を把握し、今後の施策の参考とする。

2 実施時期 令和3年2月

3 鳥取県内公立小中学校（分校含み1校としてカウント）・義務教育学校・県立高等学校（定時制・通信制含み、それぞれを1校としてカウント） （小学校117校、中学校53校、義務教育学校4校、高等学校28校）

4 回収率 100%

5 調査結果の分析等

（1）結果について

- ・校内委員会ほとんど全ての学校で開催している。小学校では定期開催に加え不定期に複数回開催している学校も多く、開催回数が多い。
- ・各校種とも特別支援教育主任の専任率が低下している。特に小中学校で特別支援学級担任との兼務が多く、専任で配置されている学校は大変少ない。
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要な児童生徒について小中学校及び義務教育学校ではほぼ作成できている。高等学校では作成の必要な生徒の内の約37%が作成に至っていない。
- ・小中学校及び義務教育学校では入学時及び卒業時に個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の諸計画を引き継ぐケースが多いが、高等学校入学時には口頭での引継ぎが多くみられる。
- ・特別支援教育に関する研修実施率は各校種ともに上昇している。実施内容については、全体では「発達障害に関する内容」、「個別の指導計画に関する内容」が多く、小学校では「特別支援学級の授業研究・授業づくり」が多い。
- ・「読みのアセスメント・指導パッケージ（MIM）」の活用率が上昇している。

（2）課題

- ・特別支援教育主任の役割は多岐にわたるが、専任率が低下しており特に小中学校では主任と担任との兼務であることが多い。近年の特別支援学級在籍者数の増加や発達障がいと診断された児童等の増加を鑑みると、特別支援教育主任に対する負担増が懸念される。
- ・高等学校において入学時に比べ卒業時の引継ぎ数が極めて少ない。就職先や進学先において適切な支援を受けていないことも予想される。

（3）今後の対策

- ・LD等専門員の巡回による特別支援教育主任のフォローアップ（支援会議の開催や校内体制への助言等）。
- ・高等学校での個別の教育支援計画等の活用推進。

令和2年度特別支援教育体制整備状況調査結果

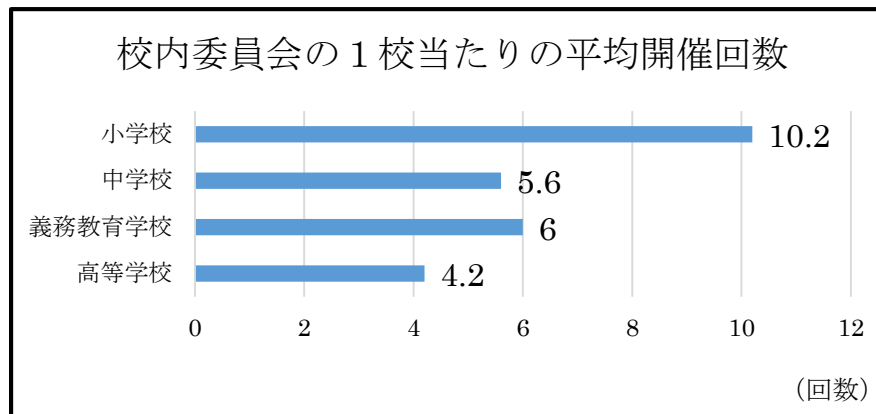
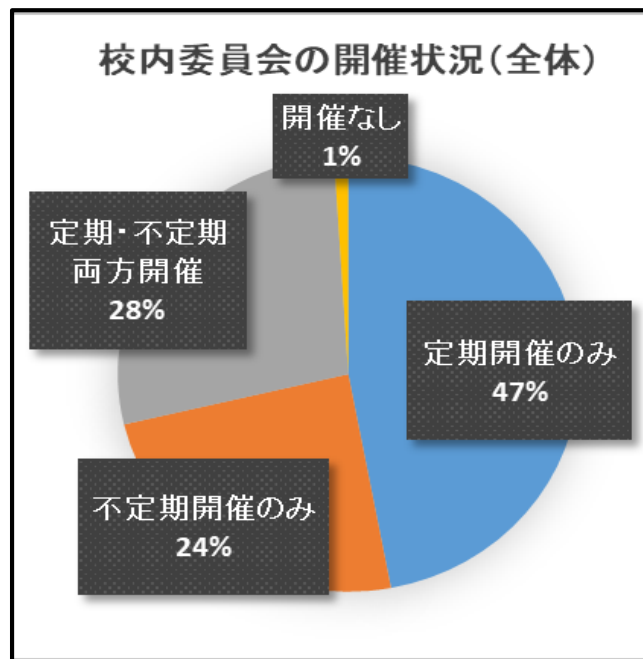
令和3年4月
特別支援教育課

○調査時期・・・令和3年2月

○調査対象・・・鳥取県内の公立小中学校・義務教育学校・高等学校

	学校数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	特別支援学級	合計	
小学校	117	4482	4302	4597	4379	4483	4392				1227	27862	
中学校	53	4407	4436	4405							586	13834	
義務教育学校	4	79	101	84	70	91	75	91	100	90	21	802	
高等学校（全日）	22	3476	3605	3644								10725	
高等学校（定時・通信）	6	677											677
合計	202校	12444	12444	12730	4449	4574	4467	91	100	90	1834	53900人	

【校内委員会の開催状況について】



校内委員会
特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、全職員の共通理解の下、学校全体でより適切な指導・支援をするための校内組織

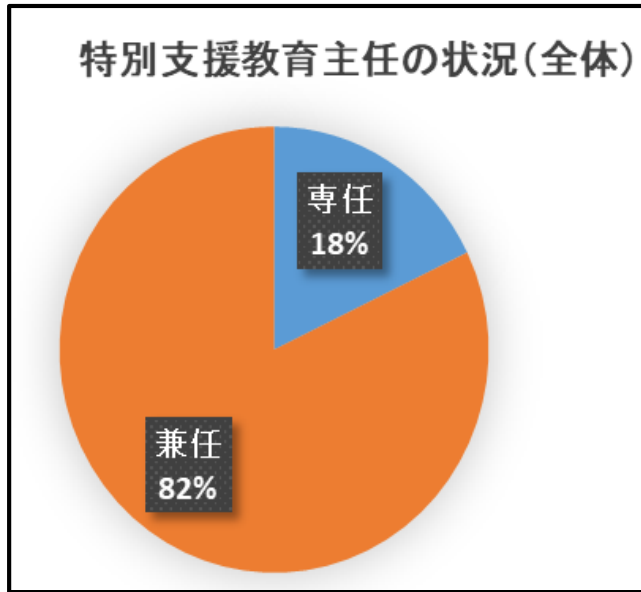
＜学校種別の校内委員会の開催状況＞

(学校数)

	開催なし	定期開催	不定期開催	両方開催	開催率
小学校	0	39	33	45	100%
中学校	0	38	8	7	100%
義務教育学校	0	2	0	2	100%
高等学校	2	16	8	2	93%
合計	2	95	49	56	99%

※R1 開催率
小学校 100%
中学校 100%
義務教育学校 100%
高等学校 96%

【特別支援教育主任の状況】



<学校種別の特別支援教育主任の状況>

	専任	兼任	専任率
小学校	7	110	6%
中学校	11	42	21%
義務教育学校	0	4	0%
高等学校	18	10	64%
全体	36	166	18%

特別支援教育主任
 学校内の支援体制を整えるとともに、外部の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在

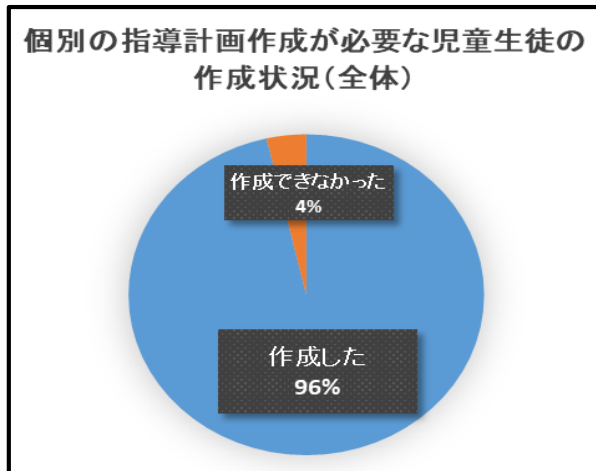
※H30 専任率 (R1 は調査なし)
 小学校 14% 中学校 29% 高等学校 79%

<学校種別の特別支援教育主任の役割> ※ダブルカウントあり (学校数)

	①委員会	②外部	③保護者	④通常	⑤支援	⑥個指	⑦個支	⑧引継
小学校	114	104	83	101	88	109	106	79
中学校	51	48	37	41	46	50	47	32
義務教育学校	4	4	3	4	4	4	4	3
高等学校	25	24	22	22	0	22	24	22

※①校内委員会の企画・運営 ②外部の関係機関との連絡調整 ③保護者に対する相談窓口
 ④通常学級担任への助言 ⑤特別支援学級担任への助言 ⑥個別の指導計画作成の協力
 ⑦個別の教育支援計画作成の協力 ⑧進学・転学先への引継

【個別の指導計画が必要な児童生徒の作成状況】



<学校種別の個別の指導計画作成数及び作成率>

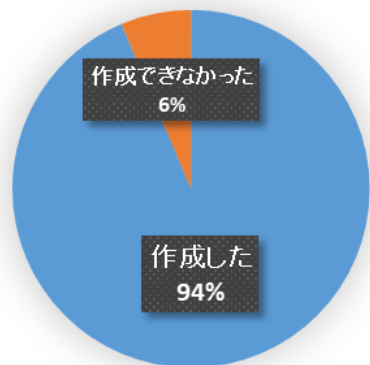
	作成必要数	作成できなかった数	作成した数	作成率	全体に対する作成率
小学校	4131	49	4082	99%	15%
中学校	1472	16	1456	99%	11%
義務教育学校	97	4	93	96%	12%
高等学校	404	150	254	63%	2%
合計	6104	219	5885	96%	11%

個別の指導計画
 特別な支援が必要な児童生徒の教育課程を個々のニーズに応じて具現化したものであり、学校等での指導における指導目標や指導内容・方法等が明確化されている。

R1 全体に対する作成率
 小学校 15% 中学校 10%
 義務教育学校 12% 高等学校 2%
 全体 11%

【個別の教育支援計画が必要な児童生徒の作成状況】

個別の教育支援計画作成が必要な児童生徒の作成状況(全体)



<学校種別の個別の教育支援計画作成数及び作成率>

	作成必要数	作成できなかった数	作成した数	作成率	全体に対する作成率
小学校	2 1 4 3	3 4	2 1 0 9	9 8 %	8 %
中学校	9 2 8	1 6	9 1 2	9 8 %	7 %
義務教育学校	3 0	0	3 0	1 0 0 %	4 %
高等学校	3 8 5	1 7 2	2 1 3	5 5 %	2 %
合計	3 4 8 6	2 2 2	3 2 6 4	9 4 %	6 %

個別の教育支援計画

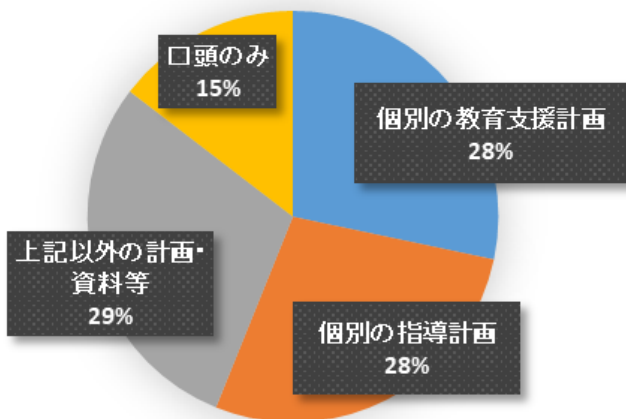
特別な支援の必要な児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で一貫して的確な教育支援を行うことを目的に作成される。

R1 全体に対する作成率

小学校 7% 中学校 6%
義務教育学校 2% 高等学校 2%
全体 6%

【特別な支援を必要とする児童生徒の入学時の引継ぎ状況】

特別な支援を必要とする児童生徒の入学時の引継ぎ状況(全体)



<学校種別の入学時の引継ぎ数 ※ダブルカウントあり>

(件数)

	支援計画	指導計画	その他の計画	口頭のみ
小学校	1 5 8	8 8	4 2 0	1 1 8
中学校	2 9 9	4 2 3	1 3 3	4 6
義務教育学校	5	2	3	1
高等学校	1 0 3	4 1	2 8	1 2 6
合計	5 6 5	5 5 4	5 8 4	2 9 1

個別の教育支援計画を活用した引継ぎ

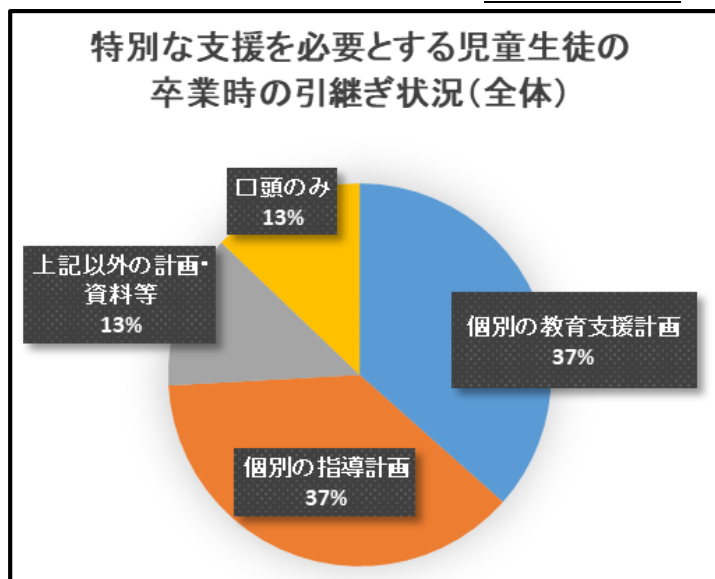
《引継ぎの必要性》

それまで受けてきた支援を引継ぎ、一貫した支援を行うことで、自立や社会参加につなぐ。

《引継ぎの主体者》

本人・保護者が主体となり、次の学校等へ持参し、必要な支援を引き継ぐ。場合によっては、あらかじめ本人・保護者の了解を得て学校等が行う場合もある。

【特別な支援を必要とする児童生徒の卒業時の引継ぎ状況】



＜学校種別の卒業時の引継ぎ数 ※ダブルカウントあり＞

(件数)

	支援計画	指導計画	その他の計画	口頭のみ
小学校	309	466	158	142
中学校	216	100	36	43
義務教育学校	3	0	0	1
高等学校	27	4	4	9
合計	555	570	198	195

引継ぎのポイント

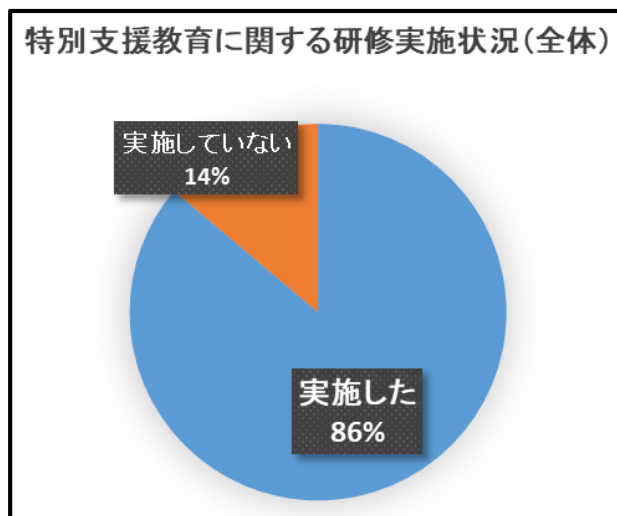
《小学校から中学校へ》

入学前に中学校担当者が小学校の学校生活の様子を参観したり、入学後に小学校の担当者が中学校への適応状況をフォローアップしたりすることも重要。その際、連携のツールとして個別の教育支援計画を活用すると効果的である。

《中学校から高等学校へ》

高等学校では生徒が年度初めの学校生活をスムーズに迎えるために、合格発表後に引継ぎ日を設定している。県教育委員会から各市町村（学校組合）教育委員会を通じ、各中学校へ引継ぎ日程と担当者一覧表が送付される。

【特別支援教育に関する研修実施状況】



＜学校種別の研修実施状況＞

(学校数)

	実施した	していない	実施率
小学校	109	8	93%
中学校	39	14	74%
義務教育学校	3	1	75%
高等学校	23	5	82%
合計	174	28	86%

RI 研修実施率

小学校 87% 中学校 57%
義務教育学校 67% 高等学校 85%
全体 79%

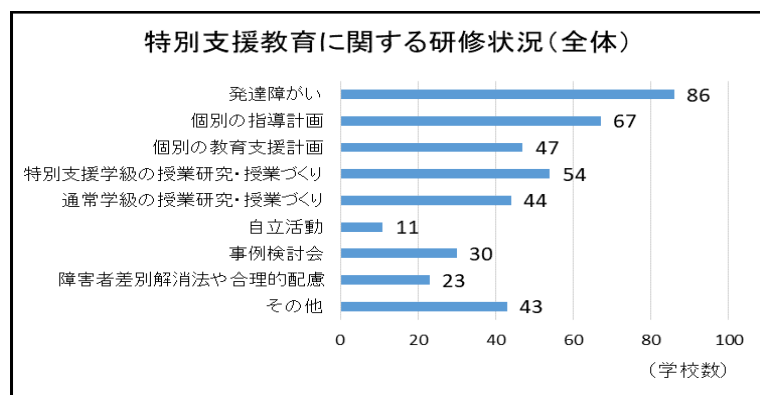
特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。(文部科学省中央教育審議会資料から)

【特別支援教育に関する研修状況】

(延べ学校数)

	①発達障がい	②指導計画	③支援計画	④特支授業	⑤通常授業	⑥自立活動	⑦事例検討	⑧合理的配慮	⑨その他
小学校	48	52	32	48	28	8	14	10	28
中学校	20	11	12	6	10	2	6	5	9
義務教育学校	1	2	1	0	0	1	0	1	1
高等学校	17	2	2		6	0	10	7	5
合計	86	67	47	54	44	11	30	23	43

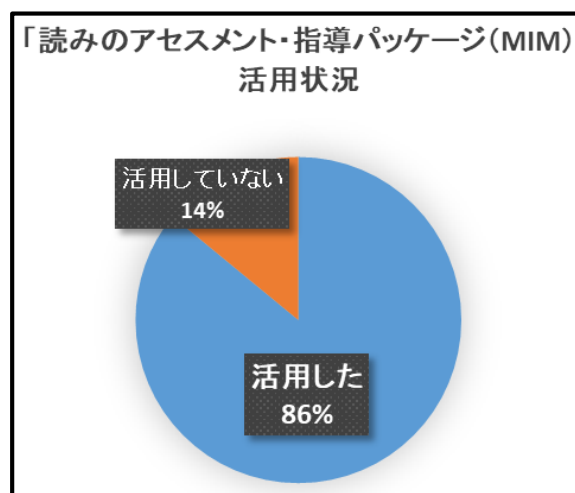


※①発達障がいに関する内容 ②個別の指導計画に関する内容 ③個別の教育支援計画に関する内容 ④特別支援学級の授業研究・授業づくり ⑤通常学級の授業研究・授業づくり ⑥自立活動に関する内容 ⑦事例検討会 ⑧障害者差別解消法や合理的配慮に関する内容

⑨その他の主な内容

《小学校》 教室環境のユニバーサルデザイン化、1次支援のありかた、進路に向けて 等
《中学校》 アセスメントシート活用研修、病弱に関する内容、教室環境における工夫 等
《高等学校》 配慮が必要な生徒の進路指導、愛着障がい、生徒のメンタルヘルス 等

【「読みのアセスメント・指導パッケージ(MIM)」(H29.10 配備) の活用状況 (小学校及び義務教育学校前期のみ)】



<学年別活用状況>

(学校数)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級
実施学校数	83	46	11	4	1	1	67
実施割合	69%	38%	9%	3%	1%	1%	55%

※母数は小学校と義務教育学校を合わせた121校

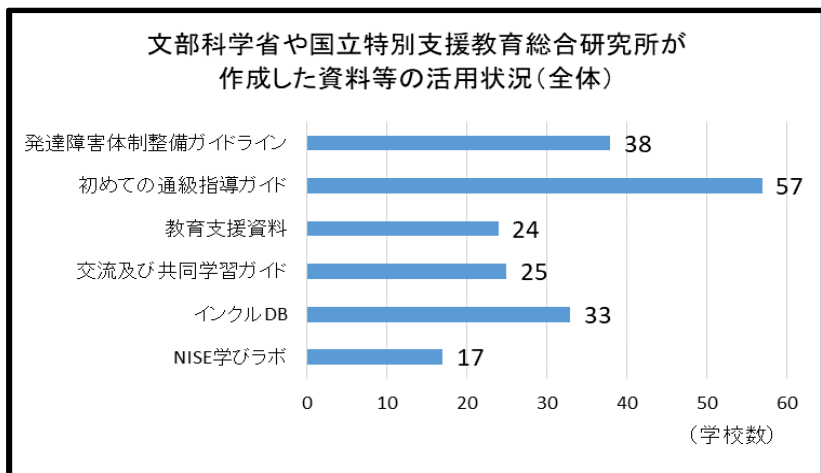
「読みのアセスメント・指導パッケージ(MIM)」について

- ・小学校低学年において読みのつまづきを早期に発見し、通常の学級における授業改善や個に応じた指導支援の充実を図るために用いる指導パッケージ。
- ・平成29年度に県内全小学校に指導パッケージ及び教材CDを配布。
- ・平成29年度から延べ9階、活用促進研修会を実施。

令和元年度活用状況

1年 61%
 2年 38%
 特別支援学級 50%

【文部科学省や国立特別支援教育総合研究所が作成した資料等の活用状況】



＜学校種別の活用状況＞

(学校数)

	①発達障害	②通級指導	③教育支援	④交流	⑤インクル	⑥学びラボ
小学校	25	37	16	19	18	11
中学校	6	13	6	6	12	5
義務教育学校	1	1	1	0	2	0
高等学校	6	6	1	0	1	1
合計	38	57	24	25	33	17

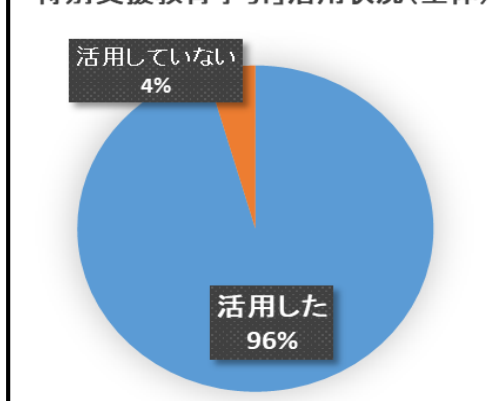
※①発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
 ②初めての通級による指導を担当する教師のためのガイド ③教育支援資料
 ④交流及び共同学習ガイド ⑤インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース） ⑥インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ

【「特別支援教育の手引（令和2年3月 鳥取県教育委員会）」活用状況】

(学校数)

	①研修資料	②校内支援	③支援計画	④指導計画	⑤教育課程	⑥教科書	⑦授業	⑧外部連携	⑨懇談	⑩その他
小学校	37	63	89	86	64	22	44	33	17	1
中学校	12	24	38	35	21	3	16	10	6	1
義務教育学校	0	2	2	3	0	0	0	2	0	0
高等学校	3	10	15	14				5	2	2
合計	52	99	144	138	85	25	60	50	25	4

「特別支援教育手引」活用状況(全体)



※①研修の資料として活用 ②校内支援体制整備の参考資料として活用 ③個別の教育支援計画作成に活用
 ④個別の指導計画作成に活用 ⑤特別支援学級の教育課程編成に活用 ⑥特別支援学級の教科書選定に活用
 ⑦特別支援学級の授業づくりに活用 ⑧外部機関や外部専門家との連携に活用 ⑨保護者との懇談・保護者説明資料として活用

特別支援教育の手引きについて

- ・小学校、中学校及び義務教育学校において、特別支援学級担任をはじめ全教職員が、特別支援教育の基本的事項を学べるように作成したもの。
- ・特別支援学級の教育課程、個別の教育支援計画、障がい種別の実践ポイントなどの内容で構成
- ・令和2年3月に全ての公立学校に配布。
- ・カラー 124ページ

